

事 務 連 絡
令和2年4月22日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について

標記について、別添のとおり自動車交通部旅客課長及び貨物課長より通知があったので了知願います。

事務連絡
令和2年4月21日

各地方運輸局自動車交通部
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部 各位
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた
タクシー事業者による有償貨物運送について

タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。

こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第3号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 対象事業者

以下の（1）及び（2）に該当するタクシー事業者であること。なお、（1）については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

- （1）旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。
- （2）体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

2. 貨物の種類、積載方法等

- （1）運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得

ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシー事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。

(2) 運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。

3. 対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（4月21日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

4. 許可期間

許可を行う期間は、令和2年5月13日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。

5. その他

(1) 有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送することがより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。

(2) タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。

(3) 貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。

(4) 旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。

(5) 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。

(6) 個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講ずることとする。

(7) 社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る
道路運送法第 78 条第 3 号による許可申請書

令和 2 年 月 日

運輸支局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者 印

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業を継続するとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供したいので、道路運送法第 78 条第 3 号の規定により申請します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ます。

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	別紙のとおり
一般乗用旅客自動車運送 事業に係る許可番号	
運送しようとする期間	
運送しようとする貨物の 種類及び数量	
運送しようとする区域 (営業区域内)	

<添付書類>

- 旅客輸送の需要減少を証する書類
- 従業員の雇用継続を証する書類
- トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書

有償運送許可証

令和2年 月 日 運輸第 号

運輸支局長 印

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
一般乗用旅客自動車運送 事業に係る許可番号	
有償運送許可期間	
運送する貨物の 種類及び数量	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。
(条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。)

条 件

- この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
- 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可証とは別途車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。
- 貨物はトランク内に限って積載すること。
- 貨物運送は、既に許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内において行うこと。
- 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
- 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。

旅客輸送の需要減少を証する書類（例）

令和2年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者

印

申請直前期における運送収入	前年同期における運送収入
例：令和2年3月の運送収入 約〇万〇千円	例：平成31年3月運送収入 約〇万〇千円
例：前年同期比〇%の減少	

※期間は1週間単位などでも差し支えない。

※需要の減少が証明できれば輸送人員（人）や実車キロ（キロメートル）などでも差し支えない。

従業員の雇用継続を証する書類（例）

住所
氏名又は名称
代表者

印

宣 誓 書

1. 当社の令和2年1月末（例：今般の新型コロナウイルス感染症の影響による需要減少以前の時点であれば異なる時点でも差し支えない）時点における従業員数は○人、うち運転者は○人です。
2. 当社は、上記の運転者を含む従業員について、懲戒解雇や自己都合退職の場合（例：需要減少以外のやむを得ない特別な事情があれば記載）を除き、雇用を継続しており、今後も雇用調整助成金等の支援も活用しながら雇用の維持に努めます。
3. 体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っています。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和2年 月 日